

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	公的給付の支援等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
富山市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
富山市長
公表日
令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (2)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (3)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (4)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (5)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (6)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (7)令和6年度富山市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (8)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)(令和7年実施分)の支給事務 (9)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)(令和7年実施分)の支給事務
③システムの名称	調整給付システム、臨時特別給付金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第135項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部福祉政策課
②所属長の役職名	福祉保健部福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
	〒930-8510

連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバー情報を得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している他、当業務では市職員だけではなく、委託業者も多く関わっているが、情報照会に係る権限は事前研修を実施した市職員の一部かつ、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富山市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限保持者には、離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支援等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年8月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	富山市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	公的給付の支援等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (2)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (3)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)の支給事務 (4)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給事務 (5)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (6)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)の支給事務 (7)令和6年度富山市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	臨時特別給付金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー	調整給付システム、臨時特別給付金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	物価高騰支援給付金情報ファイル	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	番号法第9条第1項 別表第135項	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和6年8月5日	I. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和6年8月5日	II.しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年8月5日	II.しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和6年6月10日時点	事後	
令和6年8月5日	II.しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和6年6月10日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (2)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (3)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (4)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (5)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (6)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (7)令和6年度富山市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (2)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (3)令和5年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)の支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】 (4)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (5)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (6)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)(令和6年実施分)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (7)令和6年度富山市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (8)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)(令和7年実施分)の支給事務 (9)令和6年度富山市物価高騰支援給付金(子育て世帯への加算分)(令和7年実施分)の支給事務	事後	
令和7年3月25日	II.しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和6年6月10日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年3月25日	II.しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年6月10日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年3月25日	IV.リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	
令和7年3月25日	IV.リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新規項目)	申請者からマイナンバー情報を得られない場合のみ行う住基ネット照会、4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している他、当業務では市職員だけではなく、委託業者も多く関わっているが、情報照会に係る権限は事前研修を実施した市職員の一部分かつ、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月25日	IV.リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月25日	IV.リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規項目)	十分である	事後	
令和7年3月25日	IV.リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目)	申請者からマイナンバー情報を得られない場合のみ行う住基ネット照会、4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している他、当業務では市職員だけではなく、委託業者も多く関わっているが、情報照会に係る権限は事前研修を実施した市職員の一部分かつ、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	